

鳥取県から手話革命を！ ～手話言語条例の制定～



砂の美術館 出張砂像制作
京都 コミュニティ嵯峨野にて

鳥取県知事 平井 伸治 平成25年11月22日

手話 世界の潮流

年代	世界	日本(鳥取県)
18世紀	フランスで手話法によるろう教育がスタート	
1760年	フランス・パリに世界初の聾学校設立	
1878年		日本最初の盲啞(もうあ)学校、京都府盲啞院設立
1880年	第2回世界ろう教育者会議(イタリア・ミラノ、口話法推進を決議)	
1910年		遠藤董氏により鳥取聾学校設立
1933年		鳩山文部大臣がろう教育での口話法推進の訓示(事実上の手話教育禁止)
1993年		文部省の報告書において、ろう教育において手話を活用すべきとする記述
2000年	フィンランド憲法改正(手話を使用する人の権利を保障)	
2006年	障害者権利条約の国連採択	
	ニュージーランド手話言語法制定	
2008年		鳥取県将来ビジョンにおいて、「手話は言語」と記載
2009年	ハンガリー手話及びハンガリー手話の使用に関する2009年法律制定	鳥取県であいサポート運動始まる
2010年	第21回世界聴覚障害教育会議(カナダ・バンクーバー、1880年のミラノ決議を撤廃)	
2011年～		障害者基本法改正(言語(手話を含む)) 障害者差別解消法成立

※ 口話法は、相手の口の動きや表情などから話された言葉を理解し、音声言語を発声するもの。

鳥取県将来ビジョンをつくろう

鳥取県将来ビジョン(H21.2策定)

- ・ 概ね10年後に目指す鳥取県の姿と、実現への取組方針をビジョンとして策定

ビジョンの策定を開始 (H19.4)



県民の皆様の意見を集めて、共に県政を進めるためのビジョンへ反映するため、県の東・中・西部で意見交換

- ・ビジョン懇話会の開催 (計 14回)
- ・パブリックコメント (計 4回)
- ・タウンミーティング (計 4回)



ビジョンを策定 (H21. 2)

タウンミーティングでの、“手話を言語と認めて欲しい。”という、ろう者の皆さんからの意見を反映。

(米子会場にて H19.11)

- ・ろうあ者は日本語を習得しきれていない方が多いのが実態であり、コミュニケーションの問題で職場に入るのが難しく、対応ができる都会の大企業に行きがち。
- ・ろうあ者として少しでも豊かに暮らせる環境、社会を作っていきたい。これを全国に発信していく必要がある。



→ ビジョンにはSPコードも使用

「鳥取県の将来ビジョン」における手話

■ 将来ビジョンで「手話を言語文化」として認めた。

「**手話が**コミュニケーション手段としてだけでなく、**言語として一つの文化を形成している**ことに鑑み、手話通訳者等の確保・スキル(技術)の向上を図るほか、県民に手話がもっと身近なものとなるような環境整備を進めるなど、手話を必要とされる方が日常生活を送る上で十分なサービスを受け、社会参画ができる環境を整備します。」

- 将来ビジョンを検討するタウンミーティングでの、“**手話を言語と認めて欲しい。**”という、**ろうの皆さんからの意見**を踏まえたもの。
- 将来ビジョンを策定した2008年は、障害者権利条約の国連採択(2006年)、フィンランド憲法改正(2000年)、ニュージーランド手話言語法の制定(2006年)など、世界の国々で「手話を言語」として法的に位置付け始めた時期に重なる。
- 平成25年10月8日、鳥取県手話言語条例が可決・成立
(日本で唯一)



平成25年10月8日、鳥取県手話言語条例可決

全国初！「鳥取県手話言語条例」制定



条例の成立を喜びあう、ろう者の代表と平井知事（県議会閉会后、議会傍聴席にて）

- 平成25年10月8日、鳥取県議会において「**鳥取県手話言語条例**」が**全会一致で可決・成立**しました。（施行は10月11日）
- 手話を言語として正面から認めた条例は**全国初**です。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会傍聴席に集まりました。

手話言語条例制定の反響

- 条例の成立は鳥取県内の新聞、テレビはもちろん、NHK手話ニュース・日本聴力障害新聞などのろう者向けメディア、県外の新聞（社説）等でも大きく取り上げられました。
- 英字新聞「The Japan Times」で取り上げられたり、国連広報センターからのインタビュー依頼もありました。
- 鳥取県内の事業者からは、「これまではあまり手話を意識してこなかったが、今後はきちんと手話を勉強して、あいさつ程度はできるように会社で勉強会を始めようと思う。」といった意見が寄せられています。
- 鳥取県内のろう者からは、「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと。これまではろう者であることを何となく負い目に感じていたが、これからはろう者として胸を張って生きれる気持ちになった。」といった声も寄せられています。

安倍総理への要望

平成25年11月8日に首相官邸で行われた全国知事会議にて、安倍総理へ要望。

この国には、日本語と日本手話と、二つの言語があります。ぜひ、手話言語法制定を目指して欲しい。また障害者権利条約の批准もお願いしたい。

手話の持つ力というのは私もよく承知しておりまして、手話の法的な位置付けについても良く考え、これもせっかくの御提案ですから「喜んで」考えたい。

※手話で「喜んで」と表現



※写真はイメージです

手話言語条例の意義

- ・「耳が聞こえないことは人と人を切り離す」
- ・「私たちの静けさは疲れている神経を休めてくれる静けさではないのです。・・・他人との交渉を無残にも完全に隔離するところの静けさなのであります。」(いずれもヘレン・ケラー)

- ・ ろう者が抱える困難は外見からはわかりにくい
(言語を獲得し、使いやすい環境がないとろう者は地域で孤立した存在に)



- ・ ろう者が手話を獲得し、手話を使いやすい環境の整備が必要



- ・ 手話に関して、県民、事業者、ろう者、行政等関係者が協働し、行政のみならず、教育、企業など幅広い面での取り組みを推進



障がいの有無にかかわらず、共に生きる地域づくりの実践
(あいサポート運動の実践段階への進化)

手話言語条例の内容

I 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現すること

II 条例案の内容

- (1) 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産
- (2) 手話の普及は、ろう者とそれ以外の者が相互の違いを理解し、個性と人格を互いに尊重することを基本
- (3) 役割・責務
 - ① 県：県民の理解を深め、手話を使用しやすい環境の整備を推進する
 - ② 県民：ろう者及び手話を理解するよう努める
 - ③ ろう者、手話通訳者：県民のろう者への理解促進、手話の普及促進に努める
 - ④ 事業者：ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい職場環境の整備に努める
- (4) 手話に関する環境整備
 - ① 県は、「障害者計画」において手話に関する取組を定め、総合的・計画的に推進
 - ② 県は、あいサポート運動の推進、県民が手話を学べる機会の確保、職員の手話を学習する取組を推進
 - ③ 県は、手話を用いた情報発信、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行う
 - ④ 県は、手話通訳者及びその指導者の確保、要請及び手話技術の向上を図る
 - ⑤ ろう児が通学する学校の設置者は、教職員の手話技術向上に必要な措置を講ずるとともに、ろう児及びその保護者に学習の機会の提供、教育に関する相談・支援等に努める
県は、学校教育で利用できる学習手引書の作成その他の措置を講ずるよう努める
 - ⑥ 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備を行う事業者に必要な支援を行う
 - ⑦ ろう者及びろう者の団体は、自主的に普及啓発活動に努める
 - ⑧ 県は、ろう者等が行う手話に関する調査研究の推進・成果の普及に協力する
 - ⑨ 県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる
- (5) 鳥取県手話施策推進協議会の設置 「障害者計画」に手話に関する取組を定める際に知事に意見する機関

手話言語条例 7つのポイント

- ① 手話を言語として認め、手話が使いやすい環境整備を推進
- ② 県民、事業者、ろう者、行政など関係機関がそれぞれ役割を担い、協働して取り組みを推進
- ③ 福祉分野だけではなく、教育、民間、行政など幅広い取り組みを推進
- ④「障害者計画^(※)」において手話に関する取り組みを定め、総合的・計画的に推進する

※ 障害者基本法第11条第2項に基づき、本県における障がい者施策の着実な進展を図るための基本的な方向を定めるもの。

- ⑤ 外部機関を設置し、計画の策定等に関し意見を聴き、PDCAサイクルを回す
- ⑥ 県内関係者、全日本ろうあ連、日本財団等の協力を得て研究会で検討
- ⑦ 全国初の条例

手話言語条例で目指す鳥取県の姿

鳥取県手話言語条例の制定

多くの県民が手話を通じてろう者とコミュニケーションを図り、同じ地域に暮らす友人として、互いに助け合い、幸せに暮らせる鳥取県をつくる

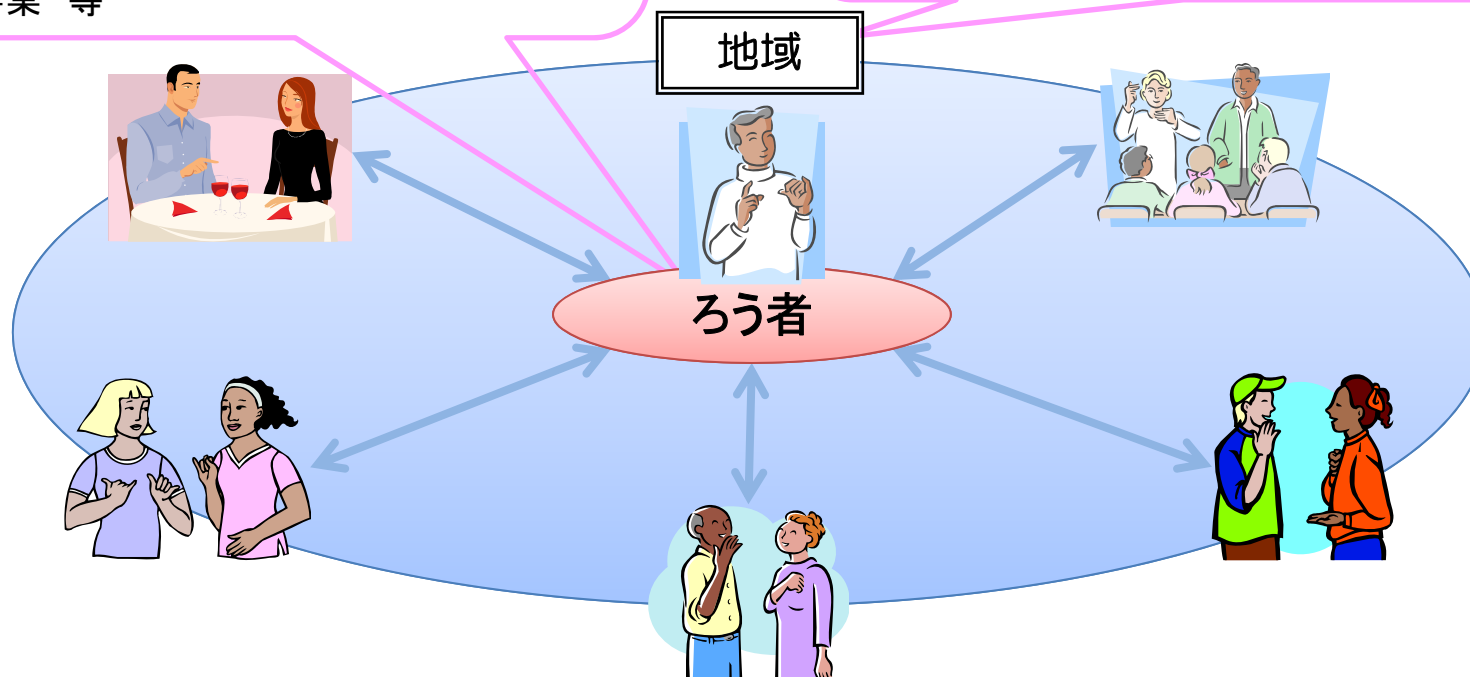
【ろう者が手話を獲得し、手話を 使いやすい環境整備】

- ・ ろう学校、難聴学級の教職員の手話技術向上
- ・ ICTによる遠隔手話通訳サービスモデル事業 等



【県民等向けの手話普及促進】

- ・ 手話言語条例普及啓発
- ・ 県民向け、事業者向け手話講座の開催・支援
- ・ 学校教育における手話に対する理解促進 等



手話言語条例で目指す鳥取県の姿

地域で

◎ 手話を学べる機会を増やします！

- 県民向け手話ミニ講座（初心者でも気軽に参加できる単発講座）
- 手話サークルの活動支援



◎ ろう者が手話を使いやすい環境を整えます！

- 手話通訳者の養成・確保
- ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

- タブレット型端末を活用し、どこでもろう者と健聴者が“手話”でコミュニケーションをとれる環境を整備する。

＜遠隔手話通訳サービスモデル事業＞



手話通訳



手話言語条例で目指す鳥取県の姿

学校で

◎ ろう児が手話を学び、手話で学習するための取組を進めます！

- ・ ろう学校等教職員の手話技術の向上
- ・ ろう教員の意思疎通支援



◎ すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくり ます！

- ・ ろう学校職員の出前講座・交流学习
- ・ 手話に関する学習教材の作成

(総合学習の時間などで手話を学ぶための学習教材づくり)



手話言語条例で目指す鳥取県の姿

事業者は

◎ ろう者が働きやすい職場環境を整えます！

- ・ 事業者の手話学習会支援等



◎ ろう者が利用しやすいサービスを提供します！

- ・ あいサポート運動  を推進します

県・市町村で

◎ 手話による情報発信を進めます！

- ・ 知事記者会見での手話通訳者配置



◎ 職員が手話を学習する取組を進めます！

- ・ 窓口職員向けの手話講座の開催

ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

＜現状と課題＞

現状の手話通訳者派遣制度は、ろう者の生活を支える大切な制度ですが、場面によっては利用しづらく、手話でコミュニケーションしづらい場面があります。

(例)

- ・ 手話通訳者の派遣を依頼することをためらうような短時間の用事
- ・ 手話通訳者の派遣を依頼する時間がないような、急に必要に迫られた場面

＜遠隔手話通訳サービスとは＞

遠隔手話通訳サービスとは、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて手話通訳者(手話通訳センターに常駐)が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションをとるための仕組みです。



手話通訳



- ・ 県内30名のろう者をモニターとして、こういった場面で活用し、どのくらいの頻度で使用するのか等ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。
- ・ 本事業で使用するタブレット型端末には購入費助成制度を設ける。(9割助成)
- ・ 鳥取方式は窓口設置型だけではなく、**ろう者が持っている端末からもセンターへアクセス可能！**

○ モデル事業実施により、ろう者の高いニーズが確認できれば県内全てのろう者が利用できるように形で本格的に実施し、「鳥取県モデル」として全国に発信していきたい。

学校での取組

すべての児童・生徒に手話を学ぶ機会を！

- 平成25年11月、手話言語条例制定を受け、すべての児童・生徒が手話で学ぶようにするため、鳥取県ろうあ団体連合会、県立聾学校、小中学校、高校等で構成する「**手話学習教材作成委員会**」を設け、手話学習教材の作成を開始。
- 学習教材は「入門編」と「応用編」の2本立て。

第1回手話学習教材作成委員会(平成25年11月5日)



※ 平成26年の早いうちから使えることを目指して作成する。「応用編」については、学校現場とやりとりしながら、できたものから随時提供していく。

学校での取組

1 小中学校での取組

- 授業の中で手話を学ぶ取組
(総合的な学習の時間)
- 外部講師による手話クラブ
- 音楽会・学習発表会での手話による合唱等
- 図書館の環境整備



2 県立高等学校での取組

- 授業の中で手話を学ぶ取組
(福祉・介護・生活等の科目)
- 手話の部活動
- 学校祭、イベントでの手話歌の発表



3 聾学校での取組

- 聾学校教職員の手話技術向上
- ろう教員の意思疎通支援

手話の普及

1 “地域”で手話を学ぶ機会を増やす取組

○ 県民向けミニ手話講座

初心者でも気軽に参加できる単発講座を開催します。

○ 手話サークルへの活動支援

地域で活動している手話サークルの活動経費を支援します。



2 “職場”で手話を学ぶ機会を増やす取組

○ 事業者が開催する手話学習会等への支援

- 手話学習会開催事業
企業等で開催する手話学習会の費用を支援します。
- 手話検定等受験料助成事業
企業等の従業員の皆さんが手話検定等を受験する際、その受験料を支援します。



○ 「あいサポート運動」 の推進

“鳥取発”の「あいサポート運動」を推進することで、障がい者への理解とサポートを進める。

県庁内の取組

1 手話推進員の配置

- 手話言語条例の趣旨・目的を県の組織全てで共有し、手話の普及を実践するため、各職場に「手話推進員」を配置。
- 手話推進員は、各職場での手話学習を推進していきます。

2 窓口担当行政職員向け手話研修の開催

- 県・市町村職員を対象として、手話研修を実施します。
- ろう者が講師となって、手話の実技指導だけでなく、ろう者の生活や体験等のお話も聞きながら学習します。

3 教職員研修での手話学習

4 知事定例記者会見に手話通訳者を配置

5 ランチャイム手話講座の開催

- 県教委職員が、昼休憩に手話講座を開催しています。

6 朝礼での手話学習

- 県庁内各所属での朝礼で簡単な手話学習を行います。

7 県立図書館に手話本コーナーを設置



県の幹部会議での手話講座



定例記者会見に手話通訳者

あいサポート運動

『障がいを知り、共に生きる』～地域共生社会を目指して～

誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会(共生社会)をみなさんと一緒につくっていく運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。

あいサポーターの養成

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でもなることができます。(特別な技術の習得は不要です。)

あいサポーター研修の実施

「あいサポーター」普及のため、地域や学校、職域などの研修において、出前研修「あいサポーター研修」を行っています。

「あいサポート企業・団体」認定制度

「あいサポート運動」推進のため、従業員等を対象とした「あいサポーター研修」等に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定しています。

(平成25年9月末現在)

あいサポーター数: **140, 130 人** (うち鳥取41,407人、島根12,807人、広島84,791人、長野1,022、奈良103人)

あいサポート企業・団体認定数: **565 企業・団体** (うち鳥取140、島根73、広島352)

あいサポーター研修実施回数: **1, 211 回** (うち鳥取540回、島根331、広島329、長野9、奈良2)



あいサポート運動

あいサポーター研修の内容(約75分)

- ・ あいサポート運動について:「運動の目的や趣旨を説明(15分)」
- ・ 障がいについて理解しましょう:「DVDの視聴(50分)」
 - 12の障がいについて、
 - ① その内容、特性、
 - ② 障がいのある人が日常生活で困っていること、
 - ③ ちょっとした手助けや配慮の方法を紹介→県内19団体に協力いただき作成
- ・ 簡単な手話:「日常で使う簡単な手話を学ぶ(10分)」



様々な障がいの特性や
配慮方法を紹介したDVD



あいサポーター研修を受けている様子



様々な障がいの特性や配慮方法を
紹介したミニパンフレット



あいサポート運動

あいサポートキッズの取組 (鳥取県八頭町立隼小学校)

「あいサポートマインド」を胸に

鳥取県八頭町立隼(はやぶさ)小学校4年生では、総合的な学習の時間のなかで、1年間を通して障がいに対する理解を深め、あいサポートキッズとして実践する力を身につける学習が進められています。

障がいのある人もそうでない人も、みんなで共に生きようとする「あいサポートマインド」を持って行動することを学びました。

また、鳥取聾学校を訪問して生徒との交流にも取り組んでいます。



点字の絵本に興味津々



自分の名前を手話で表現してみよう！

琴浦町の取組 (鳥取県琴浦町役場)

「ウエルカム琴の浦高等特別支援学校プロジェクト」

「鳥取県立琴の浦高等特別支援学校」が平成25年4月に開校されることを契機として、人権尊重のまちづくりを進めるため「ウエルカム琴の浦高等特別支援学校プロジェクト」を平成24年4月から立ち上げ、開講に向けた受け入れ体制の整備に取り組み開始。

障がいに対する理解を促進するため、町民、町職員、学校関係者に対するあいサポーター研修の実施や町内事業所などに対する「あいサポート企業」の推奨などに取り組み、みんなで支えあい、暮らしやすい町づくりを目指している。

(琴浦町役場及び琴浦町議会は、「あいサポート企業・団体」として認定。※行政機関では県内初)



あいサポート運動

広がるあいサポート運動

平成21年11月から1県で始まったあいサポート運動が、
現在5県(鳥取県、島根県、広島県、長野県、奈良県)が
基本的内容を変えることなく、共有して運動を展開している。



広島県との連携
(H23.12.11)



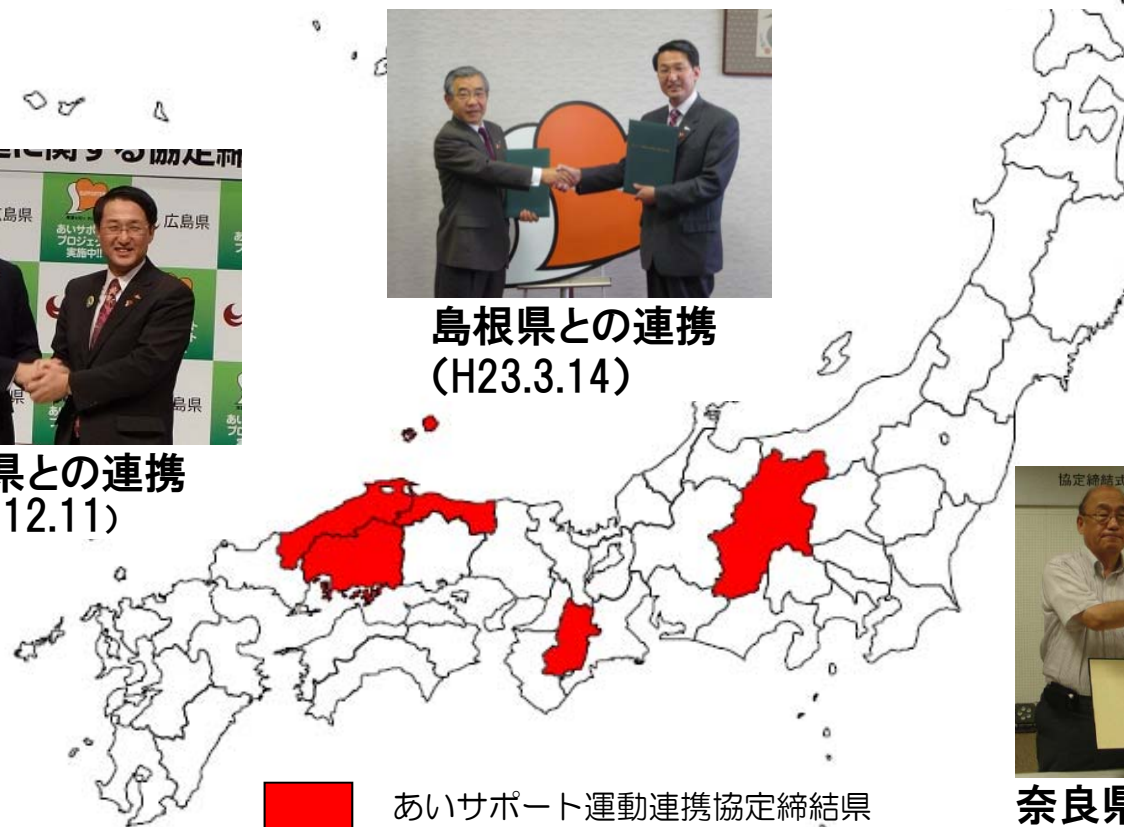
島根県との連携
(H23.3.14)



長野県との連携
(H25.7.1)



奈良県との連携
(H25.8.6)



あいサポート運動連携協定締結県

全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会(プレ大会)

来年度の全国大会「あいサポート・アート とっとり フェスタ」開催に向けた気運を高めるため、第3回鳥取県障がい者芸術文化祭を開催

○期日:平成25年11月3日(日) ○会場:とりぎん文化会館



アートリピー



県内から公募した団体による 歌、ダンス、演劇などの舞台発表



障がいのある人の文化芸術作品の公募展「きらきらアート展」



障がい者が働く事業所で作られたお菓子のコンテスト「スイーツ甲子園鳥取県大会」



日本で唯一、ろう者と聴者が協力して行うプロの人形劇団「デフ・パペットシアター・ひとみ」公演

全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会

障がい者の生活を豊かにするとともに、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。「あいサポート運動」をさらに進め「共に生きる」社会へ。

【概要】 ○主催：鳥取県、鳥取市、厚生労働省

○期間：H26年7月12日(土)～11月3日(月・祝) ○開催地：鳥取市ほか県内各地

○会場：とりぎん文化会館、県立博物館、倉吉未来中心、倉吉博物館、米子市美術館、米子市文化ホール ほか

**美術、音楽、演劇、ダンスなど幅広い分野に
わたって盛りだくさんの催しを開催！**

～ 開催案 ～

【オープニングセレモニー】(7/12 鳥取)

開会セレモニー、オープニングステージ、ピアノコンサート

【瑞宝太鼓関連イベント】(8/9 倉吉)

長崎「瑞宝太鼓」、彼らを題材としたバリアフリー映画上映会など

【アール・ブリュットイベント】

(9/6～米子10/9～倉吉10/25～鳥取)

アール・ブリュットと糸賀一雄を語るシンポジウム

特別企画アール・ブリュット展巡回展

【音楽祭】(9/20 倉吉)

特別支援学校による合同音楽祭

【舞台演劇祭】(9月中旬 鳥の劇場)

「鳥の演劇祭」でのコラボイベント

【音楽祭】(10/4 米子)

あいサポート連携県を中心に集まる「あいサポート・コンサート」

【アーティストリンク作品展】(10/16～11/3 鳥取)

障がいのある人とプロのアーティストによるコラボ創作品の展示

【国際障がい者アート展】(10/25～11/3 鳥取)

公募等により集まった作品を展示、環日本海など海外作品も展示

【クライマックスイベント】(11/1～3 鳥取)

各種盛りだくさんのメニューを盛り込んだ3日間集中イベント



県内や「あいサポート運動」連携県による舞台発表



障がいのある人となない人が
一緒につくる舞台演劇



人の果てしない
創造力に出会う
「アールブリュット展」

“障がいを知り 共に生きる”

あいサポート”の精神のもと障がいの有無に関わらず
誰もが参加し、楽しみ、感動を共有することのできる
鳥取県らしい、心あたたまる大会に！

全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会(アールブリュット展)

「アール・ブリュット」とは。。

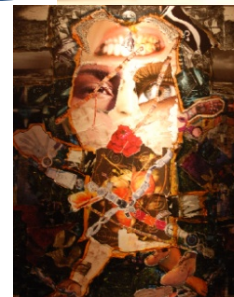
「加工されていない、生(き)のままの芸術」の意。フランスの美術家ジャン・デュビュッフェが提唱したもの。美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術のことを指す。

アール・ブリュット展

一人の果てしない創造力に出会う！



「アール・ブリュット ジャポネ展」2010～2011年
「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」(滋賀県社会福祉事業団)とスイス ローザンヌ市の「アールブリュット・コレクション」による企画展開催をきっかけに、パリ美術館長自らが来日してNO-MAの情報提供のもとに作品を選定、日本の63名の作家による展覧会が2010年に“芸術の都”パリで開催され大好評を博した。海外で日本のアール・ブリュットが高く評価されたことで、国内でもメディアに取り上げられるなど注目を集める。



◆H26年「全国障がい者芸術文化祭」では、
米子、倉吉、鳥取の県内3か所を
この『アール・ブリュット展』が
滋賀県社会福祉事業団などの協力を得て
巡回展示を行う予定。

◆県内の新たな作家の発掘も、
協力を得て行っていく。

全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（「鳥の劇場」の取組）

鳥の劇場
BIRD Theatre Company TOTTORI

“鳥の劇場”（特定非営利活動法人鳥の劇場）

演出家・中島諒人氏を中心に2006年に設立。鳥取市鹿野町の使われなくなった小学校の体育館を「劇場」に、幼稚園の遊戯室を「スタジオ」にして『劇場』化。この地を拠点に創作・上演活動だけでなく、地域の文化拠点としての劇場作り、教育、普及活動にも力を入れている。



鳥の劇場遠景

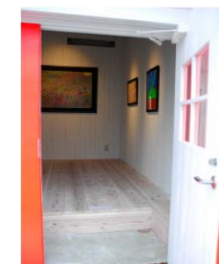
◆ 2008年から毎年開催されている「鳥の演劇祭」では、障がいのある人による演目を上演



↑ 知的障がい者の劇団「くらっぶ」による「羅生門」
← 朗読「憲法絵本」（奈良県）



◆ 2012年、劇場に「アールスペース」を設置、障がい者アートを常設展示



劇場横に設置したアールスペース

◆ 特別支援学校や障がい福祉事業所への出張ワークショップ

知的障がい者福祉施設「鹿野かちみ園・第二かちみ園」の利用者による演劇ワークショップの成果を披露

（H25.3.20鳥取県障がい者芸術文化祭）



鳥の劇場コーディネートによる「創作劇」

県内の「演じてみたい」障がいのある人を募り障がいのない人と共に劇団を立ち上げる。

平成26年度全国障がい者芸術文化祭とっとり大会での上演を目指す。

秋篠宮両殿下の御視察

平成25年10月10日、鳥取市鹿野町の「鳥の劇場」を訪問され、障害者と健常者が一緒になって作り上げる演劇の練習を御視察されました。



全国障がい者芸術・文化祭(手話芸術イベント)

手話芸術イベント

- 1 日時 平成26年10月11日
- 2 場所 とりぎん文化会館（鳥取県鳥取市）
- 3 内容(イメージ)

- (1) 手話スピーチコンテスト
- (2) 聾学校写真展
- (3) 手話落語・手話演劇などの手話芸術
- (4) 著名人による公演など

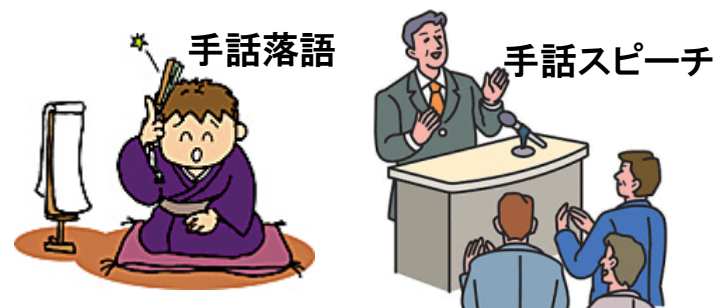
※ 平成26年7月から11月にかけて鳥取県内で開催される「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の中では、「デフ・パペットシアターひとみ」の人形劇公演、「日韓合同劇団」による手話演劇公演、「ハンドサイン(ダンスグループ)」の公演も計画しています。



大会キャラクター
「アートリピー」



ハンドサイン



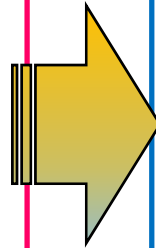
ボランティア活動の推進

(とっとり県民活動活性化センターの設置)

■全県域でのボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援。
準備組織として「とっとり県民活動活性化センター」を設立し、H25年12月に、
一般財団法人へ移行予定。ボランティア活動の推進を図る。

当面

- ・NPO団体、地域づくり団体、各種関係機関、関係者との関係づくり
- ・相談、支援スキルの習得
- ・相談窓口開設に向けた体制の整備



体制整備後

- ・NPO、地域づくり、ボランティア活動に関する相談対応
- ・人材、資金、情報などの提供者との仲立ち
- ・団体間、他団体、企業、行政等との連携支援
- ・人材育成・組織基盤強化の支援
- ・活動情報の集積・発信

一般財団法人を設立し、全県的にカバー

- ・各種相談
- ・資源提供者との仲立ち
- ・情報提供 等
- ・ネットワーク・連携
- ・人材育成・組織基盤強化



ボランティア活動の推進を！

身振り言語こそ、耳の聞こえない彼らにとって自然な言葉なのだ。

ド・レペ



鳥取聾学校写真部のみなさん